

彦根市高齢者安心・安全ネットワーク実施要綱

(趣旨)

高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう、彦根市、彦根警察署、企業および事業者が相互に連携を図り、地域社会全体で高齢者を見守る体制（以下「高齢者安心・安全ネットワーク」という。）を構築し、異変、心身状況の変化等により自立生活を営むことが困難になるなど支援を必要としている高齢者の早期発見および高齢者が被害となることの多い特殊詐欺や交通事故等を未然に防止することを目的とする。

(定義)

この要綱において、掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 協力事業者 彦根市内に本店、支店、営業所等事業活動の主体をおく企業および事業者で彦根市ならびに彦根警察署と協定を締結したもの
- (2) 実施機関 協力事業者への情報提供および協力事業者からの情報提供をもとに支援・対応を行う彦根市ならびに彦根警察署

(実施主体)

本事業の実施主体は、彦根市および彦根警察署とする。

(対象者)

本事業において対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する概ね65歳以上の高齢者で支援を要する者とする。

(事業内容)

本事業において協力事業者および実施機関は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 協力事業者および実施機関は、高齢者安心・安全ネットワークの構築に取り組み、対象者の発見および情報の連絡から支援に至るまでの相互連携を図る。
- (2) 協力事業者は、対象者を発見した場合は、実施機関に通報を行う。
- (3) 実施機関は、前項に規定する通報を受けた場合は、対象者に必要な支援および対応を行う。
- (4) 実施機関は、本事業の普及啓発活動を行い、協力事業者の拡充に努める。
- (5) 実施機関は、協力事業者に対し、定期的な情報の提供および必要な研修を行う。
- (6) 協力事業者は、前項に規定する情報の提供を受けた場合は、対象者に必要な情報を提供する。
- (7) その他必要と認める事項に関すること。

(協定の締結)

彦根市長および彦根警察署長は、本事業に関する協定書（別記様式）により協定を締結した事業者を協力事業者として登録するものとする。

ただし、宗教活動、政治活動、その他公序良俗に反する活動を目的とする事業者とは、協定を締結しないものとする。

(有効期間)

協定書の有効期間は、協定書締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日から1月前までに協力事業者および実施機関から特段の申し出がない場合は、さらに3年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、彦根市長および彦根警察署長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式)

彦根市高齢者安心・安全ネットワーク活動に関する協定書 (標準様式)

彦根市（以下「甲」という。）と彦根警察署（以下「乙」という。）および【協力事業者名】（以下、「丙」という。）は、高齢者安心・安全ネットワーク活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、彦根市に住所を有する高齢者（以下「高齢者」という。）の見守りネットワークを構築することで、支援が必要と思われる高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげるとともに、必要な情報を提供することなどにより、地域社会全体で高齢者を見守る体制（以下「見守り活動」という。）を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けられるよう支援することを目的に、必要な事項を定める。

(活動)

第2条 丙は、日常業務を通じて業務に支障のない範囲で、市民のプライバシーに配慮しながら見守り活動に努めるものとする。

(通報)

第3条 丙は、業務中に高齢者の居住環境または高齢者自身の異変に気付いたときは、速やかに当該異変の内容を甲または乙等の関係機関に通報するものとする。

(対応)

第4条 甲または乙は、前条の規定により通報があったときは、当該通報に係る異変の解消のために速やかに対応しなければならない。

(免責)

第5条 丙は、第3条の通報を行った場合、または、行わなかった場合においても、その後に生じた問題等についてその責任を負わないものとする。

(配慮事項)

第6条 本協定の運用にあたっては、次の事項を留意するものとする。

- (1) 本協定の締結により、甲および乙は丙に対し、特別な権限を与え、または責任を負わせるものではない。
- (2) 本協定に定める活動は、丙に危険が及ばない範囲において行われる活動とし、万一、活動中に事故等が生じた場合においても、甲および乙は丙に対して損害賠償を負わない。

(費用の負担)

第7条 丙における見守り活動については、無償で行うこととし、見守り活動に要する経費が発生する場合は、丙の負担とする。

(秘密保持の義務)

第8条 甲、乙および丙は、見守り活動の協力にあたって知り得た個人情報その他の情報を、この協定の目的以外に使用してはならない。なお、この協定に基づく見守り活動が終了した後も同様とする。

(協定の期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定書締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙または丙のいずれからも申し出がない場合は、当該期間満了日の翌日から起算して3年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度甲、乙と丙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 彦根市元町 4-2
彦根市長 名

(乙) 彦根市古沢町 660-3
彦根警察署長 名

(丙) 【協力事業者名】
【代表者職氏名】